

「衛生推進者」養成講習のご案内

— 10人から49人の事業場には選任義務があります —

一般社団法人 新宿労働基準協会（東京労働局登録 第6号）

労働安全衛生法では、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場のうち、非工業的業種（裏面）にあつては「衛生推進者」を選任しなければならないとされています。

「衛生推進者」が、労働災害や健康障害の防止、健康教育について、具体的な職務を担うことを考えますと、法定の養成講習を受講した「衛生推進者」を選任し、安全衛生管理体制の一翼を担っていただくことは、益々重要なものとなっています。

つきましては、当協会では、東京労働局の登録講習機関として「衛生推進者養成講習」を下記により実施いたしますので、受講されますようご案内いたします。

記

1 講習日時・会場

講習会名	講習日時	会場
2019年度 第2回 衛生推進者養成講習	2019年7月10日（水） 9：35～16：10	「BIZ新宿」 新宿区西新宿6-8-2 （地図裏面）

2 受講料

衛生推進者 8,340円（税込・テキスト代込）

3 受講申込

下欄の申込書に記入の上、協会事務局へFAXしてください。

4 申込及び振込期日・定員

2019年度第2回 2019年7月3日（水） 定員 60名

5 受講料の振込先

銀行名 三菱UFJ銀行 大久保支店

口座名義 （社）新宿労働基準協会

口座番号 普通預金 3991676

※振込人名の前に、講習会の月日をご記入下さい（例0710 ○○カイシャ等）

6 その他

- （1） 申込み後の取消しは、各開催日の1週間前（7月3日）までをお願いします。それ以降の取消しには応じかねますので予めご了承ください。
- （2） 受講者には講習開催日の1カ月ほど前に「受講票」をお送りしますので、受講日に受付に提示してください。
- （3） 衛生推進者養成講習の受講日の受付時間は、9:00～9:30です。講習の時間は9:35～16:10です。
- （4） 講習終了後に「修了証」を交付しますので、講習会当日は、受領の認印をご持参ください。遅刻した場合には修了証を交付できませんので、ご了承ください。

7 安全衛生推進者・衛生推進者の区分

区 分	業 種
安全衛生推進者 (10人以上50人未満)	建設業、運送業、清掃業、製造業、通信業、電気業、林業、鉱業、ガス業、水道業、熱供給業、自動整備業、機械修理業、各種商品卸売業、各種商品小売業、旅館業、ゴルフ場業、家具・建具・じゅう器等卸売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業
衛生推進者 (10人以上50人未満)	上記以外の業種（卸売・小売業、金融業、教育・研究業、保健衛生・社会福祉業、飲食店、ビルメン・警備業、企業本社）

「講習会場」 BIZ新宿 新宿区西新宿6-8-2



衛生推進者養成講習 受講申込書

2019年度 第2回 (7月10日 (水))

h p

事業場名		TEL	
所在地	〒	担当者名	
フリガナ 1受講者氏名		生年 月日	西暦 年 月 日
住所	〒		
フリガナ 2受講者氏名		生年 月日	西暦 年 月 日
住所	〒		

提出先 (一社) 新宿労働基準協会

FAX 03-3366-8865 TEL 03-3366-4737

※本件個人情報、本講習会のみで使用させていただきます。その他の講習会は、当会ホームページをご覧ください。http://kyokai.sinjuku-roudou.org